平成３０年（フ）第２１０号
大阪府枚方市磯島茶屋町15番14―101号、前住所大阪府枚方市上野２丁目９番47―505号
債務者　中田　美華
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２１号
大阪市城東区野江１丁目１番５号　アリビオ京橋　205号室
債務者　田中晋一良
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３０７号
大阪市浪速区恵美須西２丁目14番13―501号
債務者　カウンセリングルームケイこと　田中　佳
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３５０号
大阪市東淀川区北江口２丁目11番11―402号
債務者　阿弥　秀和
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３５６号
大阪市城東区今福西１丁目12番５―411号
債務者　横田　信愛
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３６４号
大阪府豊中市大島町１丁目14番５号
債務者　中路　誠哉
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４８３号
大阪市西淀川区野里１丁目７番18号
債務者　津覇　千美
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６４５号
大阪府吹田市千里山東３丁目11番９号(107)、前住所大阪府豊中市北条町４丁目６番１―308号
債務者　前川　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７４１号
大阪府池田市井口堂２丁目４番１―203号
債務者　横路　修七
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８００号
大阪府守口市竜田通２丁目４番８―303号
債務者　長濵加代子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８０９号
大阪府茨木市大池２丁目27番11号ルミエール大池　301号
債務者　能登勢津子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３号
兵庫県小野市王子町533番地の２　ハイムニシオ102
債務者　岩井　淳一
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１０８号
岡山県津山市加茂町塔中68番地６
債務者　**萬**代　祐子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第６号
岡山県津山市小原282―２　ルミネハイツ小原102号、住民票上の住所岡山県津山市川崎1366番地８
債務者　上田　直純
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第９６５号
仙台市太白区西の平１丁目20番27号
債務者　久保田直樹
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第６号
仙台市宮城野区福田町２丁目３番13―402号
債務者　片吉　浩司
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２１号
仙台市青葉区木町３番２―503号
債務者　廣瀬　宣雄
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係